

印紙  
貼付

(案)

# 契 約 書

業 務 名 電動空気圧縮機コイル補修業務

上記業務について、一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「委託者」という。）と、（以下「受託者」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 委託代金額 総額 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 履行期間 から  
まで
- 契約保証金
- その他の事項 別紙契約約款のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区大通西5丁目地下鉄大通駅西側コンコース内  
一般財団法人札幌市交通事業振興公社  
理事長 藤井 透

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を含む業務をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

第2条 受託者は、業務(この契約に基づき履行する業務をいう。以下同じ。)を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した業務に対し、契約金額を支払うものとする。

第3条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間における言語は、日本語とする。

第4条 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

第5条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第6条 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び協議は、原則として書面で行われなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第23条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

第4条 前項の契約保証金の額は、委託代金額の100分の10以上としなければならない。

(権利業務の範囲等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は譲け負わせてはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上委託者が代々を得ないことと認められる場合は、この限りではない。

第2条 受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

第3条 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により業務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を要求することができる。

第4条 受託者は、第1項及び第2項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

第2条 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

第2条 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに業務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

第3条 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(委託代金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、委託代金の支払を請求することができる。

第2条 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下、「約定期間」という。)に前項の委託代金額を支払わなければならない。

第3条 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を過ぎた日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

第4条 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない業務がある場合には、第1項の委託代金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

第5条 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立まで、第1項の委託代金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

第2条 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に比例し、契約日における民事法定利率の割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるときは、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)を違約金とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

第3条 契約により期日をもって分償履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に占める委託代金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

第4条 受託者は、天災その他受託者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、業務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合においては、この限りではない。

第5条 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託代金額の支払が遅れた場合において、受託者は、支払期限の翌日から支払が完了した日までの日数に比例し、未受領金額に対し、契約日における民事法定利率の割合を乗じて計算した金額を選定利息として、委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、委託代金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に談合行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第4号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされた場合においては、同法第20条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第36条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

第2条 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

第3条 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内に業務の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 第9条第3項の規定に基づき、受託者が指示した期間内に補正しないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

第2条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 業務が履行不能であるとき。

(2) 業務履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは、契約の目的を達することができないとき。

(4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないことでその期間を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程に違反する行為をしたとき。

(7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合においてはその他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていることと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(以下「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、又は契約を締結し、又は承認したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者に関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが明らかとなったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

第3条 委託者は、第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の業務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した業務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた業務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

第4条 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができる。

第5条 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができる。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、委託代金額の100分の10に相当する金額(受託者に生じた実額の損害額が当該金額を超過する場合は、当該実損害額)を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

第2条 次の各号に掲げる場合はこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第3条 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充당することができる。

(契約が解除に伴う措置)

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用済み部分を除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意または過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

第2条 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場」という。)に受託者に所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を現状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

第3条 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることではできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

第4条 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法は、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提起する。

(その他)

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和44年法律第37号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

第2条 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況を確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。